介護老人福祉施設重要事項説明書

ユニット型 特別養護老人ホーム きくの郷

< R6 年 12月現在 >

1 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 0467-75-0964 (8時30分~17時30分まで)

担当 相談員,介護支援専門員

* ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2 ユニット型 特別養護老人ホーム きくの郷の概要

(1) 提供できるサービスの種類

施設名称	ユニット型 特別養護老人ホーム きくの郷
所在地	神奈川県高座郡寒川町小動622
介護保険指定番号	介護老人福祉施設 (神奈川県 1471200533 号)

(2) 同施設の職員体制

R 3年10月1日現在

	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	施設長資格	1名以上		
医師	医師		1名以上	健康管理
生活相談員 兼務	介護支援専 門員	1名以上		
管理栄養士	管理栄養士	1名以上		
機能訓練指導員 兼務		1名以上		
介護支援専門員 兼務	介護支援専 門員	1名以上		
		名()		
事務職員		名()	1名以上	
看護職員		2名以上		
介護職員		14名以上		

上記人員体制は、加算の状況により変わります。

()内は男性再掲

(3) 同施設の設備の概要

定員		40 名		
居室	個室	40室(1室10,89㎡~)	医務室	1室
	ユニット数	4ユニット(1ユニット10名)	共同生活室	1室(各ユニット)
浴室		個別浴槽と特殊浴槽が あります。	談話スペース	各フロアー

3 サービス内容

① 施設サービス計画の立案 ② 食事

② 入浴

④ 介護

⑤ 機能訓練

⑥ 生活相談

⑦ 健康管理

⑧ 特別食の提供

⑨ 理美容サービス

⑩ 行政手続代行

⑪ 日常費用支払代行

⑩ 所持品保管

③ レクリエーション

⑭栄養ケアマネジメントの計画立案等

4 利用料金

介護保険の適用を受けるもの

サービス費用 (寒川町 5 級地) 10,45 円

内容	単位数	サービス	金額(1割	金額(2割	金額(3割	備考
		料	負担)	負担)	負担)	
要介護度1	670 単位	7,001 円	701 円	1,401円	2,101円	
要介護度 2	740 単位	7,733 円	774 円	1,547円	2,320円	
要介護度3	815 単位	8,516円	852 円	1,704円	2,555円	1日の料金
要介護度4	886 単位	9,258円	926 円	1,852円	2,778円	
要介護度 5	955 単位	9,979円	998 円	1,996円	2,994 円	
初期加算	30 単位	313 円	32 円	63 円	94 円	1日の料金(入所か
						ら30日の期間)
外泊時加算	246 単位	2570 円	257 円	514 円	772 円	1日も料金(利用料
						に代わってかかる)
夜勤職員配置加算	27 単位	282 円	29 円	57 円	85 円	1日の料金
П 1						
療養食加算	18 単位	188 円	19 円	38 円	57 円	1日の料金(療養食
						を利用した場合)
褥瘡マネジメント	3 単位	31 円	3 円	6 円	9 円	1ヶ月の料金
加算(I)						

	1	1	1	1	ı	1
褥瘡マネジメント	13 単位	135 円	14 円	28 円	42 円	1ヶ月の料金
加算(Ⅱ)						
栄養マネジメント	11 単位	114 円	11 円	22 円	33 円	1日の料金
強化加算						
精神科医療療養指	5 単位	52 円	6 円	11 円	16 円	1日の料金
導加算						
日常生活継続支援	46 単位	480 円	41 円	96 円	144 円	1日の料金
加算						
看護体制加算I	6 単位	62 円	7 円	13 円	19 円	1日の料金
個別機能訓練加算	12 単位	125 円	13 円	25 円	38 円	1日の料金
(Ⅰ)※現在加算な						
l						
個別機能訓練加算	20 単位	209 円	21 円	42 円	63 円	1ヶ月の料金
(Ⅱ) ※現在加算						
なし						
退所時栄養情報加	70 単位/1	731 円/1	74 円/1 回	147/1回	220 円/1	1回の料金
算	口	口			口	
退所時情報提供加	250 単位/	2,612円/1	262 円/1	523 円/1	784 円/1	
算	1回	回	口	口	口	
介護職員等処遇改			総単位数	総単位数	総単位数	
善加算 14.0%			×14.0%	×14.0%	×14.0%	
			の料金	の料金	の料金	
協力医療機関連携	100 単位	1,045 円	105 円	209 円	314 円	1カ月の料金
加算						
科学的介護推進体	40 単位	418 円	42 円	84 円	126 円	1ヶ月の料金
制加算(Ⅰ)※現						
在加算なし						
科学的介護推進体	50 単位	522 円	52 円	104 円	156 円	1ヶ月の料金
制加算(Ⅱ)						
口贮怎什签理加签	90 単位	940 円	04 [1]	100 ⊞	202 III	1ヶ月の料金
口腔衛生管理加算 (I) ※現在加算	30 年业	940 H	94 円	188円	282 円	1 ケ月 V/
なし						
□ なし □ 口腔衛生管理加算	110 単位	1149 円	115 円	230 円	345 円	1ヶ月の料金
□ LE 衛生官理加昇 (Ⅱ) ※現在加算	110 岩池	1149 门	110 🖰	230 🖰) 140 门	1110四代金
(II) ※現任加昇 なし						
安全対策体制加算	20 単位	209 円	21 円	42 円	63 円	入所時に1回まで
- ハユハ ハ IT III //II 発	2 V 7 III	20011	2111	1011	0011), ()) [1] [1] [3] (

※利用料及び加算料等は介護報酬に係る利用者負担金(費用全体の1割と2割・3割の方がいます)

居住費・食費

介護保険負担限度額認定にご負担が軽減される場合があります。

利用者負担	ユニット型個室	食費	
	居室費(1日あたり)	(1日あたり)	
第1段階	880 円	300 円	
第2段階	880 円	390 円	
第3段階	1,370円	① 650 円	
		② 1,360 円	
減免なし	2,240 円	1,833 円	

介護保険負担限度額認定は介護保険担当課に申請書提出後、減額認定証の交付を受ける必要があります。お 住いの市町村介護保険課へお問い合わせください。また、必ず限度額認定証の提出をお願いいたします。 請求金額が変わります。

介護保険給付対象外のサービス (個別のサービス)

性叫み魚車の典田	安 弗	デナー デウ佐み付け トプ払っま
特別な食事の費用	実費	ご本人・ご家族希望による献立表
		記載以外の嗜好食品、嗜好飲料、
		栄養補助食品等
理容・理美容	実費	ご本人希望による業者への費用
教養娯楽の費用	実費	ご本人希望により、嗜好品・レクリエ
		ーション備品を購入した場合やクラ
		ブ活動に参加した場合。
契約終了後の後残置物	自費	解約日よりおおむね10日以内
の配送料		※応相談
送迎費	① 1 [*] ¤カ ^¹ ら5 [*] ¤	希望の地域外の送迎
※施設送迎は9:30 (施設発)	1000円+GS代として*120円	入退居・通院・入退時、施設が送迎
~17:00 (施設着) まで	② 5*゚゚から10キロ	する場合
となります。	1500円+GS代として*120円	※救急時・協力病院の送迎は除きま
※送迎等に係る駐車料金		す。(時給相当+ガソリン代)
移送サービス	実費	業者による
電気代 (個人の使用)	1円/1目	ラジオ
	31円/1日	電気毛布
	10円/1日	テレビ(20型クラス)
	21 円/1 目	テレビ(30型クラス)
	31円/1日	電気アンカ
	34 円/1 目	冷蔵庫
	1円/1目	耳元スピーカー
	12円/1日	パソコン
	25 円/1 目	扇風機

	2円/1日	電気シェーバー
	1円/1日	携帯電話充電
	2円/1日	デジタルフォトフレーム
	4円/1日	DVDプレーヤー
	1円/1日	電気スタンド
	116 円/1 日	除湿器
	3円/1日	電気時計
	1円/1目	電動ブラシ
	1円/1日	タブレット
	4円/1日	電気カイロ
	173 円/1 日	加湿器
		その他 その都度検討
日常生活品費	実費	ご本人の希望による個別の物
		*緊急、及びやむえない場合のみ
買い物代行	交通費+1000円/時給	ご本人・家族が希望した場合
※送迎等に係る駐車料金		*緊急、及びやむえない場合のみ
健康管理	実費	医療保健以外の医薬品で医師の指示
		のあるもの。インフルエンザ予防接種
		等
私物のクリーニング	実費	業者による
預り金の出納管理費	3,000円/1ヶ月	施設以外(理美容業者や受診料、日常
		生活品等)の支払いをご利用者様、ご
		家族様に代わり預かり金通帳より支
		出する場合の出納管理費
		*現金でのお預かりはしていません。
		現金支払いの場合は窓口で直接支払
		いになります。(出納管理費なし)
外出の付き添い	1,000円/1時間	ご本人・ご家族の希望による
代金回収手数料	100円/月1回	請求金額回収手数料

支払方法

料金は1ヶ月ごとに計算し、請求いたします。翌月27日以下のいずれかの方法によりお支払いいただきます。(1ヶ月に満たない場合は日割り計算となります)

- 1、窓口で現金払い
- 2、施設指定の銀行口座への振り込み
- 3、金融機関口座からの自動引き落とし

5 入退所の手続き

(1)入所手続き

まずは、お電話等でお申し込みください。居室に空きがあればご入所いただけます。

入所と同時に契約を結び、サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2)退所手続き

① お客様のご都合で退所される場合

退所を希望する日の1日前までにお申し出下さい。 ※ただし、情報提供は後日になる場合があります。

② 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・お客様が他の介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自

立)または要支援と認定された場合

※ この場合、所定の期間の経過をもって退所していただくことになります。

・ お客様がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失した場合

その他

- ・ 契約者または連帯保証人(以下「契約者等」)が事業所に支払うべき利用料等の費用を適正な理由なく<2ヶ月以上滞納した場合には、事業所は契約者等に対して、1ヶ月以上の期間を定めて、期間内に滞納額の全額を支払うように催告します。右催告にもかかわらず支払いがされないときは、事業所はこの契約を解除することができます。又、滞納額が高額に上る等特別な事情があり緊急性が認められるときは、事業所は催告をすることなく本契約を解除することができるものとします。
- ・ 事業所は、利用者またはその身元引受人ないしご家族(内縁関係等関係者を含む)が故意に法令 違反その他事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つ け、又は著しい不信行為を行うことなど共同生活を妨害するような行為を行い、事業所の再三の 申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達することが著しく困難となった と認められるときは、文書による通知によりこの契約を解除することができます。
- ・ お客様が病院または診療所に入院し、明らかに3ヶ月以内に退院できる見込がない場合または入院後3ヶ月経過しても退院できないことが明らかになった場合、文書で通知のうえ、契約を終了させていただく場合がございます。尚、この場合、退院後に再度入所を希望される場合は、お申し出下さい。
- ・ やむを得ない事情により、当施設を閉鎖または縮小する場合、契約を終了し、退所していただく場合がございます。この場合、契約終了30日前までに文書で通知いたします。
- ・ ご契約者・ご家族が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者 等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為(介護職員へのハラスメント等) を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合(施設とご家族との 間に信頼がない場合等)
- ・ 連帯保証人が1名の場合、利用料金について通告したのにも関わらず1カ月以上利用料金が滞納 した場合には事業者は契約を解除することができます。

6 当施設のサービスの特徴等

(1)・ 千寿会の理念

地域の人々が安心して暮らせるように、専門職による、安全で良質な介護サービスを提供する。

・ユニットの理念

地域を感じ、個別性を尊重した自立したユニット生活の提供に努めます。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備考
男性介護職員の有無	0	
従業員への研修の実施	0	月1回実施しています
サービスマニュアルの作成	0	
身体的拘束	×	
その他	0	安全上、居室等にお名前の表示

(3) 施設利用に当たっての留意事項

・面会	10 時より 18 時	・来訪者は、必ず面会簿の記入をお願いします。 ・生物の持ち込み制限あり。 ・職員の確認できないところでの品物のやり取りは施設として責任を負いかねます。
•外出、外泊	事前申請有	・外泊加算については、1ヶ月について連続して6泊、複数の月をまたがる場合には連続して12泊以内とさせていただきます。なお、外泊中の費用は介護報酬上の要件においてのご負担と、入院外泊の場合は、居住費(2、180円)の全額を頂きます。
•飲酒、喫煙	医師の指示により	・施設の喫煙場所以外での喫煙はできません。 ・飲酒時間の調整や、制限をさせていただきます。
・設備、器具の利用	制限あり	・居室及び共有施設、敷地をその本 来の用途に従って利用してください。 ・故意に、又はわずかな注意をはらえ ば避けられたにもかかわらず、施設、

		整備を壊したり、汚したりした場合に
		は、ご契約者に自己負担により現状
		復帰していただくか、または、相当の
		代価をお支払いいただく場合がありま
		す。
		・安全衛生上等の管理が必要な場
		合、必要な措置をとることができるもの
		とします。
・金銭、貴重品の管理	制限あり	ご家族等での管理をお願いしており
(預かり金以外)		ます。なお、持込まれた場合には施設
		での責任は負いかねます。
・所持品の持ち込み	制限あり	・介護が安全にできるまでの範囲とす
基本名前はすべて記入		ప 。
		・危険物(コンロ・刃物・ろうそく・お線
		香等)
		・安全上高さ制限あり
		・その他応相談
・施設外での受診	希望により	・送迎について、業者を利用する場
		合は自己負担あり
		・受診付き添いについて、ご家族にご
		協力お願いする場合あり
		・その他調整による。
·宗教活動	制限あり	当施設の職員や他の入居者に対し、
		迷惑を及ぼすような宗教活動・政治
		活動、営利活動を行うことはできませ
		λ_{\circ}
・ペット・植物	持込み禁止	

(4)その他

- ・お客様は、自らの希望と選択に基づき自らの生活を送ることを原則とするが、共同生活 であることを深く認識し、ホームの秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。
- ・経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する ことがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 1ヶ月前までにご説明します。
- ・入院中の居室料等の支払いの取扱いの方法は、通常のとおりとさせていただきます。 また、入院中の居室を利用させていただく場合があります。(空床をショート利用 する場合等)その場合、居住費の支払いがなくなりますが、お荷物等について相談調整させていただきま
- ・感染症や事故防止等の安全管理体制について

状況により、対応・改善等させていただきます。

・賠償責任保険等の対応

当施設において、施設の責任においてご契約者に生じた損害については、施設は 速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。 ただし、その損害の発生について、契約者に故意または過失が認められた場合には、 契約者の置かれた心身の状況により、相当と認められる場合に限り、施設の損害賠償額 を減じる場合があります。

7 緊急時の対応方法

緊急連	絡先	
	氏名	
	住所	
	電話番号	
	続柄	

ご利用者に容体の変化等があった場合は、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、 ご家族の方に速やかに連絡いたします。

8 非常災害対策

・防災時の対応	マニュアル 有	
•防災設備	有	屋内消火栓・スプリンクラー・消火器等
•防災訓練	有	年/2回
・防火責任者	施設長	

9 身元保証人・連帯保証人等

身元保証人(契約書第13条参照)

- 1契約者は、神奈川県内又はその周辺(近県を含む)に在住する身元保証人2名を定めるものとする。
- 2 前項の身元保証人は、この契約に基づく契約者の施設に対する責務について契約者と連帯して履行の債を負うとともに、次の定める事項について必要な行為をします
 - (1) 契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続き
 - (2) 契約者が契約書第8条に定める事由により契約解除の通告を受けた場合、契約者の身柄の引き取り又は移転先の確保
 - (3) 契約者が死亡した場合、遺体の引取、遺留金品等の処理に関する手続き
 - (4) 前各号の他、契約者の身の上に関する必要な処置
- 3 連帯保証人(契約書第14条参照)

- 1連帯保証人は、事業者に対し、契約者が負担する利用料を連帯保証限度額 100 万円の範囲内で連帯して保証する。
- 2 事業者は、連帯保証人に対して、本契約に先立ち、下記の項目について情報の提供を行い、 連帯保証人は情報の提供を受けたことを確認する。
 - ① 利用内容及び利用料金収支の状況
 - ② 利用者が介護保険利用料金以外に負担している料金(介護保険外費用)の有無並びにその額及び履行状況

連帯保証人・連帯保証人の変更(契約書第15条参照)

- 1 契約者は、身元保証人、連帯保証人が死亡もしくはその資格を喪失したときは、その旨を直ちに事業者に通知し新たに身元保証人、連帯保証人を立てます。
- 2 事業者は、契約者において連帯保証人を立てがたい、真にやむを得ない特別の事情があると 認められるとき、連帯保証人を立てないことを承認することができます。
- 3 契約者は、前項により連帯保証人を立てることができない場合、次に定める事項について、 施設の指示に従うものとし、約定下事項について別に事業者、契約者間において書面を取り 交わします。
 - :この契約に基づく契約者の事業者に対する責務履行の確保に必要な措置
 - :疾病等により医療機関に入院を要す場合の承諾及び医療機関の選定並びに入院の確保に必要な措置
 - :養護老人ホーム・ケアハウス等の施設に移転が必要になった場合の移転先の選択その移転 先に必要な措置
 - : 死亡した場合において葬儀・遺骨の埋葬・遺留金品に関する必要な措置
 - :前各号の他、この契約の履行にかかわる契約者の身上に関する措置
- 10.虐待防止のための処置に関する事項 入所者、利用者の人権擁護、虐待防止の為、以下の処置を行います。
- ① 虐待防止のための指針設置と整備
- ② 従業者への虐待防止のための研修(年2回)
- ③ 上記処置を適切に実施するための担当者設置

11 サービス内容に関する相談・苦情

① 当施設ご利用者相談・苦情担当

担当 生活相談員

電話 0467-75-0964

② 当施設以外に、区市町村の相談・苦情窓口等でも受け付けています。

区市町村名 寒川町高齢介護保険課 電話 0467-74-1111

③ 福祉サービス運営適正化委員会 電話 045-311-8861

④ 国民健康保険団体連合会 電話 045-329-3447

5 第三者委員会

鈴木勝一 <連絡先> 090-1533-7071 : 古知屋光洋<連絡先> 090-1539-7889

12 当法人及び当事業所の概要

1	特別養護老人ホームの経営
2	老人短期入所事業の経営
3	老人デイサービスセンターの経営
4	包括支援センターの経営
	その他これに付随する業務

施設・拠点等 特別養護老人ホーム 2ヵ所

短期入所生活介護 2ヵ所

通所介護・介護予防通所介護 2ヵ所

居宅支援センター 2ヵ所

地域包括支援センター 1ヵ所

13. その他

---- 契約をする場合は以下の確認をすること -------

令和 年 月 日

印

介護老人福祉施設入所・入居にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて 重要な事項を説明しました。

事業者 ユニット型 特別養護老人ホーム きくの郷

所在地 神奈川県高座郡寒川町小動622

説明者 所属

氏名

私は、契約書および本書面により、事業者から介護老人福祉施設についての重要 事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、交付を受けました。

利用者 住所

氏名 印

連帯保証人 住所

氏名

<重要事項説明書付属文書>

- 1. 施設の概要
- (1)建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上3階
- (2)建物の延べ床面積 222,695 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています。

[短期入所生活介護]平成13年6月指定 神奈川県1471200533号

(4) 施設の周辺環境*

(日当たり等)

2. 職員の配置状況

〈配置職員の職種〉

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活指導員を配置しています。

看護職員… 主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

2名の看護職員を配置しています。(常勤換算)

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練士を配置しています

<u>介護支援専門員</u>…ご契約者に係る施設サービス計画(ケアプラン)を作成します。生活相談員 が兼ねる場合もあります。

1名の介護支援専門員を配置しています。

医 師… ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

1名の委託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施 設サービス計画 (ケアプラン)」に定めます。

「施設サービス計画 (ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通り行います。(契約書第 2 条参照)

①当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービス計画の原案作成や

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、12 か月に1 回、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要のある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

4. サービス提供における事業者の義務(契約書第7条、第8)

④施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付し、その内容を確認していただきます。

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります

- 1ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。

ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、 記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。

⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務) ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。また、施設での生活状況をご家族様に把握、ご理解して頂く為、施設内に写真等、掲示させて頂く事があります。尚、掲示してある写真等をSNS等、外部に漏らす行為は硬くお断りさせて頂いています。

ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

- ⑦郵便物の取り扱いは以下の通りです。
 - ①ご利用者様にお渡しするかご家族(身元保証人等)様、来設時にお渡しします。 ※郵便物は毎月1回、取りに来ることをお願いしています。
 - ②行政からの書類等は開封し内容を確認させて頂きます。

(郵便物によっては手続き期限がある場合があるため)

※郵便内容について施設が責任を負う事はありません。

※きくの郷に住所地がある場合は、ご家族(身元保証人等)様住所に転送することもできます。

※ご家族(身元保証人等)様住所に郵便物を郵送する場合の料金は、ご家族様負担とします。

- ⑧ご家族様との連絡は基本、電話にて連絡させて頂いております。電話での連絡が困難などやむ得ない理由にてメールでの連絡は下記の説明を理解して頂き下記の条件に同意して頂きメールでの連絡が出来る物とします。
 - ① 基本的にメールでの対応は行っていません。
 - ② 施設側から各要件のメールを送付し、家族の都合の良い日時に折り返し連絡を貰います。 ※差入れの依頼や計画書の説明に対して、簡単な内容の返事であれば送信可能。(1回のメールに対し複数回のやり取りにならない範囲)

- ③ 家族発信でのメールは基本的に対応してはいません。※メール対応の方、すべての内容の把握が業務し支障が出る為)
- ④ 施設側が電話連絡の必要があると判断した際は、電話連絡をします。※夜間帯や日曜日、相談課、栄養課等のメール対応を行っていない部署から電話させて頂く場合がある為)
- ⑤ 基本的にメール対応を行っていない為、メールを開始してから業務に支 障出てしまうこと等がわかった際には、中止させて頂きます。